

令和 8 年第 9 回国立大学法人旭川医科大学役員会 議事要旨

1. 日 時 : 令和 8 年 9 月 9 日 (水) 14 時 45 分～15 時 55 分
2. 場 所 : 学長室
3. 出席者 : 西川 祐司学長、奥村 利勝理事、東 信良理事、佐古 和廣理事、辻 泰弘理事
4. 欠席者 : なし
5. 陪席者 : 吉崎 敏樹監事、村木 一行監事、川辺 淳一副学長、藤谷 幹浩副学長、
牧野 雄一副学長、梶原 修副学長、高橋事務局次長 (総務・教務担当)、
郡事務局次長 (財務・病院担当)、小島総務課長、佐藤人事課長、木村財務課長、
磯本研究・学術情報課長

議事に先立ち、西川学長から、令和 8 年第 8 回役員会 (令和 8 年 7 月 8 日開催) の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 職員給与等の一部改正について

西川学長の発議の後、佐藤人事課長から資料 1-1～1-4 に基づき、次の説明があった。

(1) 診療報酬改定に伴う手当の新設

- ・令和 8 年 6 月の診療報酬改定により、医療提供体制の確保が必要な診療科を対象とした勤務環境・処遇改善に係る加算が新設・見直されたことを受け、本学は令和 8 年 7 月から当該診療報酬の算定を開始した。これに伴い、算定要件への対応として次の手当を新設する。

① 地域医療体制確保加算対象手当

対象者約 58 名に月額 3,000 円を支給する。年間影響額は約 250 万円 (超過勤務手当及び法定福利費を含む)、財源となる診療報酬算定見込額は年間約 770 万円である。

② 外科医療確保特別加算対象手当

診療報酬算定見込額の 30%を原資として、対象者約 13 名に月額 68,000 円を支給する。年間影響額は約 1,300 万円 (超過勤務手当及び法定福利費を含む)、財源となる診療報酬算定見込額は年間約 3,500 万円である。

- ・両手当は診療報酬を財源としているため、今後の診療報酬改定等に応じて見直し又は廃止を行う。また、外科医療確保特別加算対象手当については、算定額や対象者数の変動に応じて見直し又は廃止を行う。適用は令和 8 年 7 月とし、退職者を除き令和 8 年 10 月給与で遡及支給する予定である。

(2) 分娩手当の支給期間延長

- ・分娩手当は、産科医等の処遇改善及び人材確保を目的として平成 23 年 11 月に創設され、3 年ごとの見直しを経て継続している。産婦人科医及び新生児科医が分娩業務に従事した場合、正常分娩は 1 件 1 万円、正常分娩以外は 1 件 2 万円を支給している。年間支給額は約 1,500 万円で、財源は分娩介助料等約 1,800 万円及び補助金約 100 万円

である。

- ・支給期間を令和 11 年 10 月 31 日まで 3 年間延長する。

続いて、東理事から、外科医療確保特別加算対象手当は制度上、診療報酬算定額の 30% 以上を対象者へ還元することが求められているが、本学は最低基準である 30% を原資としていることから、残余財源の活用について今後検討が必要であり、消化器外科からは 2 台目の手術支援ロボット導入の要望がある旨説明があった。

これに対し、佐古理事から、手術支援ロボットに係る施設基準として年間 200 件以上の手術実績が必要であるとの発言があり、東理事から、本学は当該基準を満たす見込みであり、手術件数も計画どおり推移している旨説明があった。

審議の結果、診療報酬改定に伴う 2 種類の手当の新設及び分娩手当の支給期間延長について承認された。

2. 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針（案）について

西川学長の発議の後、佐藤人事課長から資料 2 に基づき、次の説明があった。

- ・令和 8 年 10 月 1 日から求職者に対するセクシュアル・ハラスメント防止措置が事業主に義務付けられることを受け、本学においても法改正への対応及び求職者等が安心して採用選考や実習等に参加できる環境整備を目的として、「求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針」を制定する。
- ・本方針は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを一切容認しないことを基本方針とし、禁止行為、採用面接等における留意事項、違反者への対応、相談窓口の設置、プライバシー保護及び周知に関する事項を定めるものである。

審議の結果、原案どおり承認された。

3. 情報基盤センターの改組について

西川学長の発議の後、川辺副学長から、本学及び本院の情報システム管理及び情報セキュリティ対策を一体的に推進するため、情報基盤センターを改組するとともに、関連する委員会機能を情報基盤センター運営委員会へ統合する旨説明があった。

次いで、磯本研究・学術情報課長から資料 3 に基づき、次の説明があった。

- ・本学及び本院の情報システム管理及び情報セキュリティ対策を総合的かつ効果的に推進するため、情報基盤センターに専任教員を配置し、当該教員をセンター長とする体制へ改組する。また、副センター長を置き、大学情報及び医療情報を担当する体制を整備する。
- ・併せて、情報システム運営委員会及び情報セキュリティ委員会を廃止し、その機能を情報基盤センター運営委員会へ統合するほか、情報セキュリティ運営室を情報基盤センターへ統合し、新たに CSIRT を設置する。これにより、情報基盤センター運営委員会が情報システム及び情報セキュリティに関する重要事項を審議し、情報基盤センターが実務を担う体制を構築する。

続いて、辻理事から大学及び病院の情報システムの関係について質問があり、西川学長

から、大学と病院では異なるシステムを運用しており、大学においても複数のシステムを管理している旨説明があった。また、東理事から、病院では基幹システムの下に複数の関連システムが接続される構成となっている旨補足説明があった。

さらに、西川学長から、本改組は本学病院を含む本学が運用する情報システムの適切な管理と情報セキュリティ体制の強化を目的とするものである旨説明があった。

審議の結果、原案どおり承認された。なお、今後、情報基盤センター長の選考を進めることとした。

4. 寄附講座の期間延長について

西川学長の発議の後、磯本研究・学術情報課長から資料4に基づき、次の説明があった。

- ・令和8年9月30日をもって設置期間が満了する寄附講座「包括的高度慢性下肢虚血研究講座」から、研究活動の継続を目的として設置期間延長の申請があった。延長期間は令和9年9月30日までの1年間とし、延長期間中の経費として総額1,000万円の寄附を予定している。
- ・当該講座の活動状況、研究成果及び今後の展望については資料のとおりである。

審議の結果、原案どおり承認され、「包括的高度慢性下肢虚血研究講座」の設置期間を令和9年9月30日まで延長することとした。

5. 名寄市立大学との包括連携協定書の締結について

西川学長の発議の後、西川学長から資料5に基づき、次の説明があった。

- ・本件は、名寄市立大学からの提案を契機として協議を進めてきたものであり、教育研究資源及び人的資源を相互に活用することで、保健・医療・福祉分野における人材育成、教育研究の発展及び地域社会への貢献の充実にを図ることを目的として、名寄市立大学と包括連携協定を締結するものである。
- ・本協定に基づき、教育、研究及び地域連携活動等における協力体制を強化し、地域医療及び地域包括ケアを担う人材の育成並びに教育研究活動の充実に推進する。

続いて、東理事から、管理栄養士をはじめとする医療専門職の確保が課題となる中、両大学が現状や課題を共有しながら連携を進めることは有意義であるとの発言があった。

また、佐古理事から、名寄市立大学では教員の質向上や人材育成が課題となっており、教員の人事交流や本学大学院修士課程の活用など、双方にとって有益な連携が期待されるとの発言があった。

さらに、西川学長から、本学が補助金を獲得した際には、名寄市立大学へのサテライト機能設置も視野に入れながら、大学間連携をより実効性のあるものへ発展させていきたい旨の発言があった。

審議の結果、原案どおり承認された。

なお、西川学長から、今後、名寄市立大学における所要の手続を経た後、調印式を執り行い、包括連携協定を締結する旨付言があった。

報告事項

1. 令和8年度予算状況（実績・見込）【7月分】について

木村財務課長から資料6に基づき、令和8年度予算状況（実績・見込）について報告があった。なお、財務会計システム更新に伴う集計方法の見直しにより、報告時期が例年より遅れた旨説明があった。主な内容は次のとおりである。

- ・大学全体の収支は、7月までの実績及び今後の見込みを反映した結果、約2億4千万円の黒字となる見込みである。当初予算では約7億円の赤字を見込んでいたが、人件費の執行残等により収支が改善している。なお、人員確保の状況については引き続き注視する必要がある。
- ・人件費については、4月から7月までの執行状況及び今後の採用見込みを踏まえ、年間見込みを算定した。
- ・大学セグメントでは、日本学生支援機構による授業料減免補助金の収入があった一方、教員及び事務職員の採用が当初見込みを下回っていることなどから、人件費において年間約2億300万円の執行残を見込んでいる。
- ・病院セグメントでは、一部診療報酬の収入計上が翌月以降となる見込みのほか、医療機器更新や病棟移転に伴う経費を計上している。また、教員、看護職員、医療職員及び医員の採用が当初見込みを下回っていることなどから、人件費において年間約7,900万円の執行残を見込んでいる。なお、診療報酬請求分の収入反映や採用状況により、今後の収支見込みは変動する可能性がある。
- ・大学全体の人件費は、7月までの実績で約1億4,600万円、年間では約2億8,200万円の執行残を見込んでいる。これは当初計画どおりの人員確保に至っていないことによるものであり、業務執行への影響や職員負担にも留意しながら、引き続き状況を確認していく必要がある。
- ・手元資金については、寄附金等の使途が限定された資金を除いた実質的な残高を新たに示しており、年度末残高は約24億7千万円となる見込みである。今後、診療報酬改定の影響等を踏まえ、中間決算において改めて状況を確認する予定である。

続いて、辻理事から今後の金利上昇が大学財政に及ぼす影響について質問があり、木村財務課長から、既存借入金への影響は限定的であるものの、今後の病院再開発や設備整備に係る借入れについては、金利上昇の影響を受ける可能性がある旨説明があった。

2. 令和9年度概算要求事項について

木村財務課長から資料7に基づき、文部科学省の令和9年度概算要求のうち、本学に関する主な事項について報告があった。主な内容は次のとおりである。

- ・地域社会を支える持続可能な地域高等教育システム再構築事業は、人口減少が進む地域において、自治体、大学及び産業界等による連携体制の構築を支援し、高等教育システムの再編・連携を推進するものである。
- ・2040年に向けた地域医療人材の養成体制最適化事業は、地域医療人材の確保・定着に向け、地域卒の活用や看護職員等の養成体制強化を支援するものであり、本学においても北海道及び関係機関と連携した取組を検討する必要がある。
- ・大学病院における教育研究環境整備事業は、教育研究支援者の配置や設備整備等を通

じて教育研究活動の活性化を図るものであり、本院においても体制整備や設備更新に向けた準備が必要である。

- ・老朽化した病院施設・設備への支援に係る事項要求は、病院施設及び設備の更新に対する国の支援を求めるものであり、本院の施設整備や病院再開発に関連するものである。
- ・リスクリング推進事業は、社会人の学び直しや人材育成を支援するものであり、本学においても医療人材を対象とした取組を検討する必要がある。

また、これらの事業については、今後の財務省査定等により内容が変更される可能性があるものの、事業化に備え、学内における担当者の選定や事業構想の検討などの準備を進める必要がある旨説明があった。

続いて、佐古理事から、地域医療人材の養成体制最適化事業について、本学の北海道医師養成確保修学資金貸与制度による入学者は文部科学省の定義する地域枠に含まれておらず、当該制度を活用した事業展開の可能性があるのではないかと発言があった。

これに対し、奥村理事から、本学では入学定員 95 名のうち 47 名を地域定着を前提とした地域枠としており、認識している地域枠の定義では既に上限近くまで活用していることから、新たな枠組みの導入が困難となる可能性がある旨説明があった。

また、東理事から、本学における地域枠の位置付けについて、認識に齟齬がある可能性があり、文部科学省及び関係機関の定義を改めて確認する必要があるとの発言があった。

さらに、牧野副学長から、本学独自の地域枠が国の定義する地域枠に含まれていない要因として、卒後のキャリア形成プログラムに組み込まれていない点が考えられる旨説明があった。

加えて、佐古理事から看護学科における地域枠の取扱いについて質問があり、奥村理事から、本学看護学科には地域枠制度は導入していないものの、卒業生の多くが道内に就職している旨説明があった。これに対し、東理事から、本事業は看護人材も対象としていることから、活用の可能性について検討の余地があるとの発言があった。

このほか、本事業の活用にあたっては、北海道との連携のあり方や事業要件を確認する必要があること、本学独自の地域枠と国が定義する地域枠との関係について整理が必要であることなどについて意見交換が行われた。

これらを踏まえ、西川学長から、本学として事業活用の可能性を含め、地域枠制度の位置付けや制度設計について関係機関への確認を進める必要がある旨発言があった。

3. 令和 9 年度概算要求（施設整備費）事業評価について

尾崎施設課長から資料 8 に基づき、令和 9 年度施設整備費概算要求事業の評価結果について報告があった。

- ・本学は令和 9 年度施設整備費概算要求として 4 事業を申請しており、その評価結果は資料のとおりである。
- ・このうち、3 事業が最高評価である S 評価を受けており、文部科学省から財務省への概算要求対象事業として選定される可能性が高い状況にある。なお、現時点では要求事業の選定結果は公表されていない。
- ・最終的な事業選定結果については、例年どおり 12 月末頃に公表される予定である。

4. 第2期病院再開発について

木村財務課長から資料9に基づき、第2期病院再開発について報告があった。なお、時間の都合により、資料の要点を中心に説明する旨発言があった。主な内容は次のとおりである。

- ・本院の建物は老朽化が進行しており、将来的な病院機能の維持・向上に向けて、第2期病院再開発の検討を進める必要がある。
- ・第1期病院再開発の経過を踏まえ、第2期病院再開発に必要な手続及び検討事項を整理するとともに、他大学病院の再開発事例、建設費高騰の状況及び今後のスケジュールについて資料に示すとおりである。
- ・再開発には多額の事業費と長期にわたる償還計画を要することから、将来の再開発財源の確保に向けた計画的な資金確保及び積立について検討を進める必要がある。
- ・今後、病院再開発に係る検討組織を設置し、施設整備の方向性、整備手法及び財源確保策等について具体的な検討を進める予定である。なお、当該組織の設置については、大学運営会議において了承されている。

続いて、西川学長から、今後、病院再開発に係る検討組織において具体的な議論を進めていく旨発言があった。

5. 北海道と道内医育大学との連携と協力に関する協定書の締結等について

西川学長から資料10に基づき、北海道と道内医育大学との連携と協力に関する協定書の締結について報告があった。主な内容は次のとおりである。

- ・北海道及び道内3医育大学は、地域医療の充実及び医療人材の確保に向けた連携・協力を推進するため、協定を締結した。
- ・今後、北海道と医育大学が連携し、地域医療を効率的かつ持続的に支えるためのプラットフォームを構築するとともに、医療人材の確保・育成等に関する各種取組を推進していく予定である。

続いて、東理事から、本協定の具体的な内容や今後の取組については、次回以降、改めて詳細を報告する旨発言があった。

6. その他

1. 次回役員会開催予定

令和8年10月14日（水）教育研究評議会終了後から、次回の役員会を開催すること。